

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月及び同年 9 月まで

A社に勤務していた期間のうち、平成 11 年 5 月から同年 9 月までの期間の賃金をそれまでの給与額 53 万 6,200 円から 31 万 6,200 円に引き下げられたが、会社と協議し、従前の給与額と引下げ後の給与額との差額分を受け取った。当該差額分は、53 万円の標準報酬月額に基づく社会保険料が控除された後の金額である。しかし、年金事務所の記録では申立期間の標準報酬月額が 32 万円と記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の報酬月額を 31 万 6,200 円から 53 万 6,200 円に改定した際、当該改定に伴う標準報酬月額の訂正届を漏らしてしまった。」と供述していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

長野国民年金 事案 869 (事案 303 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年3月までの期間、55年4月から57年3月までの期間、61年4月から同年9月までの期間、62年3月から63年3月までの期間及び同年10月から平成2年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から50年3月まで
② 昭和55年4月から57年3月まで
③ 昭和61年4月から同年9月まで
④ 昭和62年3月から63年3月まで
⑤ 昭和63年10月から平成2年9月まで

昭和37年に結婚し、家族で会社を経営しており、国民年金保険料は、55年頃までは妻が市役所で納付し、その後は、会社の従業員に納付させるなど定期的に納付していた。しかし、納付記録を見ると、会社の経営が順調な時期にもかかわらず、生活保護世帯であったとする法定免除期間がある。子供が大学生の時に保険料の免除申請を行ったことはあるが、生活保護は受給しておらず、保険料が未納となっていることには納得できない。

申立期間当時の事業の経営状況が分かる資料等を提出するので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てについては、i) 申立期間①は、申立人夫婦の国民年金被保険者資格の取得が昭和50年5月の職権適用によるものであることから、それ以前の期間については国民年金保険料を納付することはできず、職権適用後に生活保護世帯を理由に法定免除期間となっていることは、一般的な事務処理として疑問はあるが、申立人夫婦が保険料を納付していたとは考え難いこと、ii) 申立期間②は、申立人夫婦は、「昭和55年から経理担当者を雇い、各種請求書に基づく経理を任せていた。」と主張しているが、申立人が、当時

の経理担当者に照会したところ、国民年金保険料の納付方法等について記憶が無いと説明していることから、保険料の納付状況が不明であること、iii) 申立期間②、③及び④は、その前後の期間において、国民年金保険料が免除となっているなど、申立人夫婦の記憶が明確でないこと、iv) 申立期間①、②、③、④及び⑤は、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人夫婦は、「申立期間当時は、事業の経営も順調であり、生活保護世帯であったとする法定免除期間があることは納付できない。」とする前回の申立てと同様の主張をし、新たな情報として、申立期間当時は、国民年金保険料を納付できる資力があつた証拠として不動産売渡証書や申立人が建築した共同住宅の写真等を提出しているが、これらは、当委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 870 (事案 302 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年3月までの期間、55年4月から57年3月までの期間、61年4月から同年9月までの期間、62年3月から63年3月までの期間及び同年10月から平成2年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から50年3月まで
② 昭和55年4月から57年3月まで
③ 昭和61年4月から同年9月まで
④ 昭和62年3月から63年3月まで
⑤ 昭和63年10月から平成2年9月まで

昭和37年に結婚し、家族で会社を経営しており、国民年金保険料は、55年頃までは私が市役所で納付し、その後は、会社の従業員に納付させるなど定期的に納付していた。しかし、納付記録を見ると、会社の経営が順調な時期にもかかわらず、生活保護世帯であったとする法定免除期間がある。子供が大学生の時に保険料の免除申請を行ったことはあるが、生活保護は受給しておらず、保険料が未納となっていることには納得できない。

申立期間当時の事業の経営状況が分かる資料等を提出するので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てについては、i) 申立期間①は、申立人夫婦の国民年金被保険者資格の取得が昭和50年5月の職権適用によるものであることから、それ以前の期間については国民年金保険料を納付することはできず、職権適用後に生活保護世帯を理由に法定免除期間となっていることは、一般的な事務処理として疑問はあるが、申立人夫婦が保険料を納付していたとは考え難いこと、ii) 申立期間②は、申立人夫婦は、「昭和55年から経理担当者を雇い、各種請求書に基づく経理を任せていた。」と主張しているが、申立人の夫が、

当時の経理担当者に照会したところ、国民年金保険料の納付方法等について記憶が無いと説明していることから、保険料の納付状況が不明であること、iii) 申立期間②、③及び④は、その前後の期間において、国民年金保険料が免除となっているなど、申立人夫婦の記憶が明確でないこと、iv) 申立期間①、②、③、④及び⑤は、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人夫婦は、「申立期間当時は、事業の経営も順調であり、生活保護世帯であったとする法定免除期間があることは納付できない。」とする前回の申立てと同様の主張をし、新たな情報として、申立期間当時は、国民年金保険料を納付できる資力があつた証拠として不動産売渡証書や申立人の夫が建築した共同住宅の写真等を提出しているが、これらは、当委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで
申立期間は、A連合会からB連合会C社に出向していた。
出向先の事業所で、給与から国民年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間はB連合会C社（以下「C社」という。）に勤務し、給与から国民年金保険料を控除され、事業所が保険料を納付していた。」と主張している。

しかしながら、D共済組合が保管する申立人の組合員資格喪失届及び同取得届によると、申立人は、昭和40年8月11日に組合員資格を喪失（喪失時の団体名は、C社）し、42年4月1日に再取得（再取得時の団体名は、A連合会）しており、申立期間を含む40年8月11日から42年3月31日までの勤務実態は不明である。

また、C社は、平成11年11月11日に解散しており、申立期間当時の事業主の連絡先も不明であることから、事業主から、申立人の勤務実態及び申立期間当時の従業員に対する国民年金の取扱いについて聴取することができない。

さらに、申立人は、当時の同僚を記憶しておらず、これらの同僚から、事業主が従業員の国民年金保険料の納付を行っていたかについて聴取することができない。

加えて、申立期間について、C社及び申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から61年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から61年10月まで
昭和58年5月末にA社を退職し自営業を始めた際、市役所で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続をした。保険料は、銀行口座から引き落とされていたと思う。
申立期間を国民年金の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出補助簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月23日にB市に一括払い出されたうちの一つであることが確認できる。申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿に「(3.10.22)取得届出」との記載があることから、申立人は、同年10月頃に加入手続を行ったことが推認でき、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、これ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「昭和58年5月末に会社を辞めて自営業を始めた際に、国民年金の加入手続を行った。」と主張しているところ、申立人の妻に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の妻は昭和53年12月6日に任意被保険者の資格を取得した後、被保険者の種別が強制被保険者に変更されたのは、61年4月1日であることが確認できる。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付方法や金額等に関する記憶が明確ではない上、申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から同年 4 月までの期間、55 年 5 月及び同年 6 月、56 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月から同年 4 月まで
② 昭和 55 年 5 月及び同年 6 月
③ 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間当時、自分は請負の仕事で自宅にいないことが多かったことから、毎月、市役所の担当者に妻の勤務先まで集金に来てもらい、申立期間の国民年金保険料を納付したと妻から聞いている。妻によると、その担当者に、「全て納付済みになりましたから安心してください。」と言われたのに、申立期間の記録が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、妻の勤務先である A 社に集金に来た B 市役所の職員に納付した。」と主張しているが、申立人及びその妻は、当該保険料の金額、納付時期及び過年度納付の有無等についての記憶が明確ではない上、B 市は、「申立人が保険料を納付したとする時期が明らかでなく、実際に集金による収納が行われたかが不明であるため、申立人が記憶している担当職員を特定することは難しい。」と回答している。

また、申立人の申立期間①、②及び③は、全て任意加入対象期間であるとともに、申立期間③については、申立人に係る「国民年金被保険者資格喪失届（返信はがきのコピー）」が B 市に保管されており、これによると申立人が昭和 56 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失する旨の届出が同市市民課国民年金係へ提出されていることが確認できる。

さらに、B 市の被保険者名簿（電算記録）及び特殊台帳（マイクロフィルム）においても、申立期間は未加入と記載されており、オンライン記録と一致する。

加えて、申立人が申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年3月まで

昭和43年1月に会社を辞めて厚生年金保険の被保険者資格を喪失した。退社時に会社の人から国民年金の加入手続をするよう言われたので、結婚後にA町役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和50年6月頃、A町（現在は、B市）において国民年金の加入手続を行い同町に転入した43年4月11日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが推認でき、この時点において申立期間のうち48年3月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない上、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する2冊の年金手帳は、いずれも昭和49年11月以降に発行されたオレンジ色調のものであることから、申立人が43年に国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金手帳の「はじめて被保険者となった日」の欄に「昭和43年4月11日」と記載されていることを申立ての根拠としているが、この日付は、加入手続時期にかかわらず過去に遡って記載されることのある被保険者資格取得年月日であり、保険料納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付期間等についての記憶が明確ではない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付

したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

平成 2 年 9 月 30 日まで A 社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年 10 月 1 日となるはずである。申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されたはずであるので、同年 9 月を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人の A 社における離職日は、平成 2 年 9 月 29 日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致している上、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日の前後約 2 年間に資格を喪失した 29 名についても、雇用保険の離職日の翌日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日は一致している。

また、元同僚は、「申立人の退社日は記憶していないが、事業所の休日は、第 1・3 土曜日、日曜日及び祝日であった。退職日は、従業員が退職希望日として申し出た日であった。」と証言しているところ、申立人の雇用保険の離職日は、出勤を要する第 5 土曜日であるが、その翌日の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、事業所の休日である日曜日であり、申立人も「平成 2 年 9 月 30 日が日曜日であれば、出勤はしていないと思う。」と供述していることから、申立人の最終出勤日は、同年 9 月 29 日であり、当該事業所はその翌日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け出たものと考えられる。

さらに、A 社は、平成 18 年 10 月 * 日に破産終結している上、元代表取締役は既に他界しており、複数の元取締役も「当時の賃金台帳等の関連資料の所在は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から平成元年 3 月 25 日まで
申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出された給料支払明細書、昭和 56 年分及び 57 年分の給与所得の源泉徴収票によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A事務所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年4月1日まで

大学を卒業してから正社員としてA社に入社し、暴漢に襲われて出社できなくなるまで勤務していたが、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においてA社に勤務していた。」と主張しているが、当該事業所は、「申立人の採用実績は無い。」と回答している上、当該事業所における申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を前納していることが確認できる。

さらに、申立人は、「同僚の氏名は覚えていないが、同期入社は10人くらいいた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人の主張する入社日（平成9年4月1日）に当該事業所において被保険者資格を取得している者は146人おり、申立人の主張する人数とは大きく乖離している。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月から同年 4 月まで

A社に勤務した期間において、平成 21 年 1 月頃に給与の改定があり、大半の従業員の給与が減額された。しかしながら、厚生年金保険の標準報酬月額の改定が行われるのは、給与が減額された 3 か月後になるはずなのに、同年 1 月から標準報酬月額が引き下げられている。

申立期間に係る標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。ところ、申立人が所持する給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。